

労働保険の年度更新

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。労働保険の保険料は、年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算するという方法をとっています。これを「年度更新」といい、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。

● いつまでに何をするのか

あらかじめ労働保険番号、事業の所在地・名称、保険料率等が印刷された「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」（以下「申告書」といいます。）が都道府県労働局から各事業主あてに送付されるので、この書類を使用します。この申告書に必要な事項を記載、事業主印を押印のうえ、保険料等を添えて、金融機関又は所轄都道府県労働局及び労働基準監督署のいずれかに、今年は、6月1日（木）から7月10日（月）までの間に提出します。

● 労災保険率（一部：平成27年度改定の料率から変更ありません）

事業の種類	保険率	事業の種類	保険率
林業	60/1000	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1000
建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	11/1000	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	35/1000
既設建築物設備工事業	15/1000	その他の各種事業	3/1000

● 雇用保険率（平成29年4月1日改正）

平成29年度の「雇用保険料率」は、下表のとおり改定され、被保険者負担・事業主負担ともに1/1000ずつ料率が引き下がりました。

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産・清酒製造の事業	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

※ 農林水産事業のうち、園芸サービスの事業・牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業又は内水面養殖の事業は「一般の事業」の保険料率が適用されます。

● 「算定基礎賃金集計表」の作成時に注意すること

申告書を作成するために「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」で賃金等の集計を行います。集計表作成時には、下記の事項に注意してください。

<労災保険欄>

- ・ 労災保険欄には、臨時・日雇・パート・アルバイトを含む雇用している労働者全員の賃金・賞与等を記入してください。
- ・ 各支払賃金欄は通勤手当等各種手当も含み、税金や社会保険等を差し引く前の支給総額を記入してください。
- ・ 労災保険の各月人数欄は、各月末（賃金締切日がある場合は月末直前の当該締切日）の使用労働者数を記入してください。賞与等人数欄は支払人員数を記入してください。
- ・ 出向者の労災保険については、出向元で支払われた賃金は出向先の算定基礎賃金に含めて計算します。

<雇用保険欄>

- ・ 雇用保険欄には、雇用保険被保険者全員の賃金・賞与等を記入してください。
- ・ 雇用保険の人数欄は支払人員ではなく、各月末現在の被保険者数を記入してください。

<雇用保険の「うち高年齢労働者分」欄>

- ・ 雇用保険の被保険者のうち、保険料免除対象者に該当する被保険者分を記入してください。保険料免除対象者は下記に該当する方です。

○平成28年度確定保険料については昭和27年4月1日までに生まれた方

○平成29年度概算保険料については昭和28年4月1日までに生まれた方

- ・ 雇用保険制度の改正により、平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となりました。（雇用保険の加入手続きもれに注意してください。）